

ハラスメント規定

1.セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止

1) 教職員及び学生は、他の教職員及び学生の権利及び尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメント（学内における性的な言動に対する他の教職員及び学生の対応等により当該教職員及び学生に不利益を与えること又は性的な言動により他の教職員及び学生の就業環境や学習環境を害することをいう）、パワーハラスメント（いわゆる校内におけるいじめ行為や、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力により他の教職員及び学生の就業環境や学習環境を悪化させる等の行為により、他の教職員及び学生の職業生活や学校生活を阻害することをいう）及び、これらに該当すると疑われるような行為や、類似するハラスメント行為を行ってはならない。

また、セクシュアルハラスメント又はパワーハラスメント等に対する教職員及び学生の対応により、当該教職員及び学生に不利益を与えることも行ってはならない。

2) 教職員及び学生は、セクシュアルハラスメント若しくはパワーハラスメント等により被害を受けた場合、又は被害を受けるおそれのある場合は、2-1（ハラスメントに係る相談窓口）の相談窓口に対して相談及び苦情を申し立てることができる。これらの申立てを受けた場合は、学校は、速やかにその旨の報告、事実関係の調査に着手するとともに、申立人が申立後もセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントによる被害を受けないように対処するものとする。また、対処する過程において、学校は、申し立てた教職員及び学生のプライバシー等を配慮し、本人の不利益にならないよう細心の注意を払うものとする。

2.ハラスメントに係る相談窓口

1) 学校は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等及びその他職場環境や学習環境を悪化させるいやがらせ行為（以下「ハラスメント」という。）に関する被害の相談に対応するため、相談窓口を設置する。

2) 相談窓口は、次の業務を担当する。

- ① ハラスメントに関する相談・苦情・通報を受け付けること。
- ② 相談・苦情・通報の内容について事実関係を確認すること。
- ③ ハラスメントが認められる場合は担当責任者に報告し、解決への対応と加害者の懲戒委員会への発議を促すこと。

3) ハラスメントを受けた又は目撃した教職員及び学生は、相談窓口に申し出ることができる。

- 4) ハラスメントに関する相談は、個室での面談、又は電子メールで受け付けることができる。メールで相談をする場合は、事案の発生日時、発生場所、具体的な状況を明示することとする。
- 5) 相談窓口の担当者は、相談があった事実及び相談内容について漏洩しないように細心の注意を払わなければならない。また、相談内容に関する資料は鍵のかかったキャビネットに保管し、電子データはパスワードをかけて保存しなくてはならない。
- 6) 相談窓口を利用する場合は、事実であることが明らかな情報をもって相談しなければならない。情報に虚偽があり、その内容が悪質な場合は、相談依頼者に懲戒処分を行うことができる。

教職員相談窓口：滋慶 EAP 職員サポートセンター
<https://www.j-eap.com/>

学生相談窓口：SSC（スチューデントサービスセンター）
<https://www.jtsc-ssc.com/>